

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について(公表)

当法人は、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の24第1項第4号及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項第4号、職員の退職管理に関する政令(平成20年政令第389号)第32条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令(平成20年政令第390号)第18条、職員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第83号)第9条並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令(平成20年内閣府令第84号)第8条の諸規程に関し、「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]

TEL 03-6260-2250

FAX 03-6260-2276